

## 旅行業新規登録申請書類一覧表

1	登録申請書 ①	手数料17,010円	
2	登録申請書 ②	営業所が複数ある場合のみ	
3	登録申請書 ③	旅行者代理業者がある場合のみ	
4	標準旅行業約款設定届出書		
5	旅行業務に係る事業の計画		
6	航空券発券に関する契約書の写し	契約がある場合のみ	
7	海外手配業者との契約書の写し	契約がある場合のみ	
8	旅行業務に係る組織の概要		
9	事故処理体制表	営業時間外の連絡先記載	
10	直近の事業年度における貸借対照表・損益計算書【法人】 財産に関する調書【個人】	新設法人は会社法第435条第1項又は第617条第1項に規定する設立時の貸借対照表を提出	
11	直近の事業年度における国税納税申告書（確定申告書）の写し又は監査法人又は公認会計士の行った監査証明【既存法人のみ】	国税納税申告書は <u>最初から最後のページまで</u> ※電子申告の場合は、申告完了通知を添付	
12	預金残高証明書【個人、新設法人のみ】	10の書類作成日のもの	
13	固定資産評価証明書又は不動産鑑定評価書【個人、新設法人のみ】	土地・建物を10で計上した場合のみ	
14	旅行業務取扱管理者選任一覧表		
15	旅行業務取扱管理者の合格証又は認定証の写し		
16	旅行業務取扱管理者定期研修修了証の写し	5年以内に受講したもの（ただし、直近5年以内に旅行業務取扱管理者試験に合格した者は提出不要）	
17	旅行業務取扱管理者の履歴書	写真添付	
18	旅行業務取扱管理者の宣誓書		
19	全役員の宣誓書【法人】申請者の宣誓書【個人】	旅行業務取扱管理者と重複する場合には不要	
20	定款又は寄附行為【法人のみ】	目的欄に「旅行業」又は「旅行業法に基づく旅行業」の記載があること	
21	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）【法人】申請者の住民票の写し※【個人】 〔氏名・住所・生年月日の記載があるもの。〕 〔本籍等の記載不要。〕 〔マイナンバーが記載されたものは提出不可。〕 ※市町村で発行されるもの自体を「住民票の写し」といいます。コピーとは異なりますのでご注意ください。	神奈川県知事が住民基本台帳法第30条の7第5項第1号の規定により他の都道府県知事から申請者に係る本人確認情報の提供を受ける場合又は同法第30条の8第1項第1号の規定により申請者に係る本人確認情報を利用する場合は不要。	
22	各営業所の賃貸借契約書（写し）又は建物登記簿謄本	転貸借の場合は所有者の承諾があることを証する書面を併せて提出する	
23	各営業所の案内図及び写真（外観及び営業所入口付近を撮影したもの）	営業所入口付近に商号を掲示すること	
24	旅行業協会の発行する入会承認書又は確認書	旅行業協会に入会する場合のみ	
25	登録簿 ①		
26	登録簿 ②	営業所が複数ある場合のみ	
27	登録簿 ③	旅行者代理業者がある場合のみ	